つがる西北五広域連合かなぎ病院「食堂・売店」運営事業者募集要項

１　趣旨

この要項は、つがる西北五広域連合かなぎ病院の利用者等の利便性の向上及び職員の福利厚生の一環として設置する「食堂・売店」の運営を各々行う事業者を選定するために必要な事項について定める。

※募集に参加される運営事業者は、この募集要項及びつがる西北五広域連合かなぎ病院「食堂・売店」運営事業者に関する仕様書を熟覧の上申込みをすることとする。

２　公募物件の概要

(１)　使用許可施設概要

①　所在地 五所川原市金木町菅原１３番１

②　病床数 ７０床（一般病床５０床：療養病棟２０床は休床中）

※参考（つがる西北五広域連合　かなぎ病院）

・患者数 令和４年度平均患者数

入院患者数 　５３．７人／日

外来患者数 １４６．５４人／日

・従業員数 約１５１人（委託職員等を含む）うち職員１０８人

(２)　運営事業内容　 つがる西北五広域連合かなぎ病院「食堂・売店」

①　食堂の事業内容

ア 設置場所 １階（外来食堂及び厨房）

イ 食堂面積　５０．46㎡（厨房16.82㎡、食堂33.64㎡）

　 ②　売店の事業内容

　　 ア 設置場所　１階

　　 イ 売店面積　２９．09㎡（売り場面積16.82㎡、倉庫8.4㎡、自動販売機

　　　　　　　　　　　　　　　　4台分計3.87㎡）

（３）使用許可期間

令和５年８月１日から令和８年７月３１日までの３年間とする。

３　応募資格要件

参加できる事業者は、令和５年６月１日現在において、五所川原市、中泊町に住所または事業所を有する者であって、下記の条件をすべて満たす個人または法人とする。

1. 「食堂・売店」を、１年以上運営した実績が（１年以上の運営業務契約等を締結済みで、現在履行中である場合を含む）あること。
2. 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
3. 営業停止期間中でないこと。
4. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
5. 国税および市町村税の滞納がないこと。
6. 病院施設内での運営管理を行うのにふさわしい資力、信用、能力等を有し、事故発生の場合、事業者の責任において即対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。
7. 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。

４　運営事業者の選定方法

「３ 応募資格要件」に定める要件をすべて満たし、広域連合が設定する下記の最低使用料以上で、最高価格提案をした事業者を運営事業者として選定する。

　最低使用料（年額税込）

①　食堂　　　７０，０００円

②　売店　　　４０，０００円

５　入札申込手続

（１）申込受付期間

申込受付期間内に必要な書類を提出(郵送不可)すること。

①　申込受付期間

令和５年６月２７日(火)～令和５年７月１１日(火)

午前８時３０分から午後４時まで

（ただし土曜・日曜および祝日を除く。）

②　提出先(問合せ先)

〒０３７－０２０２

五所川原市金木町菅原１３番１

つがる西北五広域連合かなぎ病院　管理課　総務管財係（内線５１６）

T E L : ０１７３－５３－３１１１

F A X : ０１７３－５３－２４０７

E－mail : ryo\_nakamura@tsgren.jp

(２)　申込に必要な書類

①　入札参加申込書（様式１）

②　入札参加者現況調書（様式２）

③　法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し（個人の場合は住民票及び身分証明書）

④　国税（法人税）及び地方税（法人市町村民税、固定資産税・都市計画税（土地・

建物））の納税証明書又は未納がないことの証明書（直近の過去２年間分（令和

３～４年分）で発行後３か月以内のもの）

※ 上記①②及び質問書は、管理課総務管財係及びホームページ等で取得するものとする。③④の各証明書については、いずれも発行後３か月以内のものを提出すること。

(３)　審査結果等

①　資格の審査結果については、申請者に対して令和５年６月２９日（火）以降にＦＡＸ等により通知する。

②　入札資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることが出来る。

６　現場説明会開催について

　　・現場説明会は、図面等資料配布のため行わない。

７　質問書の提出及び回答

(１)　受付期間

令和５年６月２８日(水)から７月１１日(火) 午前９時から午後４時まで。

※土曜、日曜及び祝日は受付を行わない。

(２)　提出方法

質問書（様式４）により、上記受付期間内に「５の（１）提出先」に記載する場所へメール又はＦＡＸで提出すること。

(３)　質問書への回答日

　　　適宜対応する。最終回答日は、は令和５年７月１２日(水)

(４)　回答方法

質問内容を整理したうえで、応募登録者全員にＦＡＸ等で回答する。

８　入札書の提出場所及び日時

(１)　入札書の提出場所

〒０３７－０２０２　五所川原市金木町菅原１３番１

かなぎ病院　２階講義室

(２)　入札書（様式７）の提出日時

入札日時 　 令和５年７月１３日(木)

①　食堂　　　　午前１０時より

　　 ②　売店　　　　午前１０時３０分より

(３)　提出書類等（当日持参するもの）

①　入札参加申込書の写し

②　入札書

③　委任状 ※代理人の方が、入札される場合

④　誓約書

⑤　印鑑

(４)　入札保証金

入札保証金は免除する。

(５)　入札価格の表示

入札価格は、最低使用料（年額税込）を表示すること。

(６)　入札書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはでき

　　　　ない。

(７)　落札者の決定

①　落札者は、最低使用料（年額税込）価格以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格の入札を行った者とする。

②　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに「くじ」で落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

③　入札に参加申込する者が１人の場合は入札を行わない。この場合において、入札に参加する者と協議を行う。

④　入札に参加する者がいなかった場合は随時受け付けを行い申込人と協議を行う。

⑤　入札終了後、公有財産使用許可の手続に入ることとする。

(８)　入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

①　最低使用料を下回る価格によるもの。

②　入札の参加資格のない者がした入札。

③　公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした入札、その他不正の行為によって行われたと認められる入札。

④　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札。

⑤　前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札。

(９)　入札結果の公表

運営予定事業者を決定したときは、その者の受付番号及び金額を、運営予定事業者を決定しないときは、その旨を入札審査に立ち会った応募申込者に公表する。

(10)　入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

９　運営予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、運営予定事業者としての決定を取消す。

(１)　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。

(２)　運営予定事業者が応募者の資格を失った場合。

(３)　その他運営予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

１０　その他

(１)　提出された書類に虚偽の記載を行った場合は無効とする。

(２)　募集参加申請にかかる一切の費用については、事業者の負担とする。

(３)　提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、審査の用途以外に応募者に無断で使用しないものとする。

(４)　使用許可の手続に関する一切の費用については、運営予定事業者の負担とする。